

福島市公告第207号

令和8年度 大笹生小学校他7施設建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託（建築）について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条に基づき公告する。

令和8年8月27日

福島市長 馬場雄基

記

1	委託名	令和8年度 大笹生小学校他7施設建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託（建築）
2	委託場所	福島市大笹生字緑田1 他
3	委託概要	建築基準法第12条に基づく、学校施設の定期点検業務 小学校 5校 特別支援学校 1校 中学校 2校
4	履行期限	令和9年3月19日（金）
5	予定価格	非公表
6	最低制限価格	有
7	低入札価格調査について	
	① 調査基準価格	無
	② 失格基準価格	無
8	入札参加形態	単体企業
9	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、福島市教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係による当該業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	② 令和8年度福島市業務委託有資格業者名簿に登録されている者	
	③ 登録内容	建築設計業務の登録のある者
	④ 所在地区分	市内に本店を有する者
	⑤ 許可資格等	
	⑥ 技術者の配置	主任技術者及び技術者として一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法第12条第1項に規定する資格を有する者を配置できる者
	⑦ 福島市において競争入札参加停止期間中でない者	
	⑧ 業務実績	
	⑨	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）、又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。
10	仕様書等の交付について	
	① 交付場所	福島市教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係（福島市役所本庁8階）
	② 期間	令和8年8月27日（木）から令和8年9月10日（木）まで （ただし、土・日・祝日等の休日を除く）午前9時から午後4時まで
	③ 交付方法	希望者は、交付票により教育施設管理課施設係で交付を受けること（無料）。
	質問について	
	④	i 質問方法 書面（様式6）により、教育施設管理課に電子メールにより送信することとし、送信後は受信確認のため、送信した旨を併せて電話で必ず連絡すること。 なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。 メールアドレス kyouiku-sk@mail.city.fukushima.fukushima.jp
		ii 質問期限 令和8年9月10日（木） 正午まで

	iii	質問に対する回答	福島市ホームページに掲載する。
	iv	回答閲覧期間	令和8年9月16日（水）から令和8年10月2日（金）まで
	⑤	その他	期間内に仕様書等の交付を受けなかった者は、入札参加不可とする。
	入札参加資格の確認申請について		
11		入札参加資格の確認申請の提出書類	・技術資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。 ・提出された技術資料を市は無断で使うことができないものとする。 ・提出された提出資料の返却、差替えは認められない。
	①	i 資格確認申請書	別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書
		ii 施行実績	
		iii 配置予定の技術者	別紙様式3 配置予定技術者の資格・業務経歴（資料は①） ①配置予定技術者の資格証・合格証明書等の写し添付
	②	提出方法	窓口へ持参（郵送・電送は不可）
	③	提出先	福島市教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係
	④	提出期間	令和8年8月28日（金）から令和8年9月17日（木）まで （ただし、土・日・祝日等の休日を除く）午前9時から午後4時まで
12		入札参加資格の決定	令和8年9月24日（木）ただし参加資格者は入札時まで非公表 ・競争入札参加資格確認通知書及び入札書は決定後電子メールにて送付する。 ・入札参加資格がないと認められた者には理由の説明を求めることができる。
	入札方法について		
13	①	入札方法	入札執行回数は2回を限度とし、郵便、電信による入札は不可
	②	入札日時	令和8年10月2日（金） 午前10時15分
	③	入札場所	福島市市民センター3階 307会議室 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
	④	その他	・競争入札参加資格確認通知書（写）を必ず持参すること。 ・競争入札心得による。（市ホームページ参照）
14		入札保証金	免除
15		契約保証金	免除
16		支払条件・契約条項	福島市業務委託契約条項並びに競争入札心得第11条による。
17		特約条項	
18		契約書作成の要否	要
19		火災保険等の付保	
20		入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、福島市教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
21		入札の中止について	1、本件は、参加資格者が1者以上あれば実施するものとする。 2、本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
22		問い合わせ先	福島市教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係 [〒960-8601福島市五老内町3番1号（電話024-525-3706）]
23		入札執行後について	福島市においては、令和8年度より学校施設包括管理業務委託を導入しており、学校施設の保守点検等は原則として受託者である鹿島建物総合管理（株）が実施することとなります。このため、本委託につきましても、入札執行後は鹿島建物総合管理に事務を引継ぎ、落札された事業者様と鹿島建物総合管理（株）との間で契約を締結していただくこととなります。